

社会福祉法人美土里会 個人情報取扱い規程

第1条 (目的)

- 1 この規程は、個人情報保護に関する法令及び厚生労働省のガイドラインに沿って、社会福祉法人美土里会（以下、当法人という）利用者および職員の個人情報の保護に関する事項を定める。

第2条 (個人情報の内容)

- 1 当規程に定める個人情報とは以下の通りとする。
 - (1) 氏名、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）など個人を特定できる情報。
 - (2) 住所、電話番号など、居住地が特定できる情報。
 - (3) SNS の ID など、インターネット回線を通じ本人と連絡がとれる手段の情報。
 - (4) 家族構成、生活歴、家族等関係者の個人情報など個人のプライバシーに関わる情報。

第3条 (保護の原則)

- 1 利用者及び職員個人（以下、個人という）に対し、当法人が得た個人情報の内容は、部内留保し、事業所の外に出さないことを原則とする。
- 2 職員は、個人の情報が記された書類を事業所外に持ち出すこと、及び口外することは出来ない。
- 3 当法人は、個人の情報保護並びに漏洩阻止のため、当規程を全職員に周知徹底させるものとする。

第4条 (個人情報に関する誓約書)

- 1 全職員はこの規程を遵守し、また徹底するため『個人情報に関する誓約書』に署名捺印し、各事業所の管理者より当法人に提出するものとする。
- 2 提出された『個人情報に関する誓約書』は事務所にて適切に保管する。

第5条 (個人情報に関する同意)

- 1 当法人は、第三者に個人情報の提供をする場合、または何らかの理由で個人情報を使用する場合、利用者の場合は本人又は身元引受人あるいは後見人、職員の場合は本人の同意を得ることとする。

第6条 (個人情報苦情相談窓口の設置)

- 1 当法人は、個人情報に対する苦情の窓口を設置し、これに対応する。
- 2 各事業所に苦情受付担当者を置き、特養施設長が苦情解決責任者となる。
- 3 個人情報取扱いの苦情に対し、迅速かつ適切に、処理することに努めるものとする。

この規程は、平成18年4月1日より実施する

平成19年 4月 1日 一部改正

平成29年12月22日 一部改正

令和 7 年 1 月 1 日 一部改正